

健康保険の被扶養者加入の手続きが変更となりました。

これまでは、被扶養者の条件に合致していることを被保険者が申し立て、それにもとづき扶養認定されてきました。しかし、平成30年10月1日からは、申し立てに加え、証明書類の提出も必要となりました。

1. 扶養加入手続きに際し、被保険者と被扶養者との続柄を、戸籍謄本や住民票で、事業主が確認することになりました。
2. 被扶養者の収入要件に変更はありませんが、別居している被扶養者に関しては仕送り額が確認できる書類の提出が厳格化されました。

【添付書類一覧】

	目的	添付書類	添付書類の省略ができる場合
1	続柄の確認	次のいずれか ・ 戸籍謄本または戸籍抄本 ・ 住民票 ※1（提出日から90日以内に発行されたもの）	次のいずれにも該当するとき ・ 被保険者と被扶養者のマイナンバーが届書に記載されているとき ・ 左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認し、事業主が届書に「続柄確認済み」と記載しているとき
2	収入の確認	年間収入が「130万円未満※2」であることを確認できる書類（別紙「年収要件を確認するための書類」参照）	・ 扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認し、事業主が届書の確認欄に○を記しているとき ・ 扶養認定を受ける方が16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類※3・4 ・ 振込の場合 … 預金通帳等の写し ・ 送金の場合 … 現金書留の控え（写し）		別居している家族が ・ 16歳未満のとき ・ 16歳以上の学生のとき

※1 被保険者と被扶養者が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

続柄の確認は新生児の取扱いも同様となるため、マイナンバーの記載が出来ない場合は戸籍謄本等が必要となります。新生児の場合、出生届を提出してからマイナンバー通知カードが届くまで3週間ほどかかります。その前にマイナンバーを確認する方法としては、マイナンバー入りの住民票を取る方法があります。

※2 60歳以上の方と、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満

※3 別居している被扶養者の場合は、仕送り額と家族の収入を比較して、仕送り額の方が多いことが扶養加入要件です。

（ 被保険者から送金される金額 > 別居している被扶養者となる人の収入額 ）

※4 現金手渡し等、現金の受領を預金通帳等で証明できない場合は、扶養認定されません。

年収要件を確認するための書類

認定対象者の状況	確認書類
①退職した者の場合	退職証明書又は雇用保険被保険者離職票の写し
②雇用保険の失業給付受給中又は受給終了者の場合	雇用保険受給資格者証の写し (雇用保険を受給中でも基本手当日額が 3,611 円以下の方は扶養加入できます。)
③年金受給中の場合	年金受給額が確認できる年金証書、改定通知書又は振込通知書等の写し
④自営業による収入、不動産収入等がある場合	直近の確定申告書の写し
⑤上記②～④に加えて他に収入がある場合	②～④の確認書類及び課税（非課税）証明書
⑥上記①～⑤に該当しない場合	課税（非課税）証明書
⑦障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等の非課税対象の収入がある場合	受取金額の確認ができる通知書等のコピー

社会保険労務士法人 馬車道パーソネル